

資料 3

川越市地域包括支援センター等運営協議会
令和5年2月7日

令和5年度 川越市地域包括支援センター 運営方針（案）

目次

I	方針策定の趣旨	3
II	地域包括支援センターの目的	3
III	地域包括支援センターの設置及び体制	3
IV	運営の基本方針	3
1	地域包括ケアの推進	3
2	「公益性」の視点	4
3	「地域性」の視点	4
4	「協働性」の視点	4
V	業務の実施方針	5
1	基本的事項	5
2	総合相談支援業務	7
3	権利擁護業務	8
4	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	8
5	介護予防ケアマネジメント業務	9

I 方針策定の趣旨

この「川越市地域包括支援センター運営方針」は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の47第1項の規定に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の目的、運営上の基本的な考え方及び理念、業務推進の方針を明確にし、業務の円滑で効率的、効果的な実施に資することを目的とします。

II 地域包括支援センターの目的

センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置します。

また、職員全員が連携して知識や技能を集結し、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関として、地域住民一人ひとりに対する個別支援や地域におけるネットワークの構築等、地域の高齢者に関する様々なニーズに応えることのできる地域に密着したワンストップの総合相談拠点を目指します。

III 地域包括支援センターの設置及び体制

市は、センターの設置者としてセンターの設置目的を達成するための体制整備に努め、地域の関係機関の連携体制の構築等の重点的な取組について、市とセンターが共通認識のもと、協働して適切な運営に努めます。

センターには、介護保険法等に規定される基準に従い保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職を配置します。

IV 運営の基本方針

1 地域包括ケアの推進

高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続することができるようになるためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要です。

また、市では、令和3年3月に川越市高齢者保健福祉計画・第8期川越市介護保険事業計画（以下「本計画」という。）を策定しており、介護保険事業計画は、第6期計画から「地域包括ケア計画」として位置付けられ、令和7年（2025）年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。

このためセンターは、本計画を踏まえながら、地域の高齢者の心身の健康維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行います。

（参考）

川越市高齢者保健福祉計画・第8期川越市介護保険事業計画

●基本理念

豊かな歴史・文化にはぐくまれながら、一人ひとりにふさわしく、いきいきと充実した生活を送れるまちの実現

●基本方針

住み慣れた地域で健幸^{けんこう}で見守り・支え合うまちの実現をめざします。

●施策の柱

・施策の柱I

生涯にわたる健康づくりと高齢者の社会参加の促進

・施策の柱II

認知症にやさしいまちづくりの推進

・施策の柱III

地域支援協力体制の整備

・施策の柱IV

介護サービス・日常生活を支援するサービスの充実

・施策の柱V

持続可能な介護保険制度の運営

・+1（プラスワン）

災害や感染症対策に係る体制整備

2 「公益性」の視点

センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行います。

3 「地域性」の視点

センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域内の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

地域包括支援センター等運営協議会や地域ケア会議、その他地域で行われている活動等を通じて、地域住民や関係機関、サービス利用者の意見等を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

4 「協働性」の視点

センターに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置し、専門職が専門性を活用しながら相互に情報共有し、連携・協働する「チームアプローチ」を実践することで相談支援や地域課題に対応します。

さらに、地域の保健・福祉・医療の専門職や民生委員等の関係者、社会福祉協議会等の関係機関と連携を図りながら業務を推進します。

V 業務の実施方針

1 基本的事項

(1) 事業計画の策定

センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・目標を設定し、年間の事業計画を策定します。

(2) 職員の姿勢

センターの職員は、高齢者自身の意思を尊重し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう支援することを念頭において業務を遂行します。特に、判断能力の低下した高齢者の支援にあたっては、その高齢者の代弁者としての視点を意識して業務を遂行することに努めます。

(3) 職員のスキルアップ

センターの職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上等、業務に必要な知識、技術の習得を目的とした研修等に積極的に参加し、各職員が学んだ内容を全職員に伝達、共有することにより、センター全体のスキルアップに努めます。

(4) きめ細やかな相談支援、記録の実施

センターには高齢者に関する様々な内容に相談が寄せられます。これらの相談に対して、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな相談支援を実施します。

また、継続的支援を重視し、高齢者的心身の状況の変化等に合わせた適切な対応が図れるよう努め、その経過について記録します。

(5) 行政機関等との連携強化

地域包括ケア推進の中核機関であるセンターの業務は多岐に渡り、業務を推進する上では市の関係部署との緊密な連携が必要です。支援が困難なケース等についても迅速に対応できるよう福祉相談センターと日常的に連携を図ります。

また、若年性認知症や高次脳機能障害となった人等を含む第2号被保険者への支援について、障害者福祉担当との連携を強化します。

ア 川越市地域包括支援センター等運営協議会

地域の医療、介護、福祉、保健の関係機関や被保険者、学識経験者等が参加し、センターが公平性、中立性をもって適切に運営されているか等について協議を行います。

イ 地区民生委員児童委員協議会

センターの広報を行うとともに、民生委員児童委員との連携を強化するため、必要に応じて市内22の地区民生委員児童委員協議会に参加します。

ウ その他地域との連携

地域との連携において必要な団体の会議や地域行事等に参加し、協力関係を深めます。

(6) 地域包括支援ネットワークの構築

センターの業務を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な

社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要です。

こうした連携体制を支える共通的基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要であるため、川越市在宅医療拠点センターや医療・介護関係者等で構成されるコミュニティケアネットワークかわごえ、川越市社会福祉協議会に配置されている第2層生活支援コーディネーター、川越市介護予防取組強化支援事業に関わる市内医療機関のリハビリテーション関係専門職との連携を図ります。

(7) 機能強化型地域包括支援センターとの連携

地域包括支援センター中央にしについては、各センターが実施する介護予防に係る業務に対し、リハビリに関する専門的な視点による支援を行うことで、介護予防に関する取組の強化を図るために理学療法士を配置し、機能強化型地域包括支援センターとして体制整備しています。

このため、介護予防に係る業務の実施にあたっては、機能強化型地域包括支援センターとの連携を図り、効果的な実施に努めます。

(8) 認知症地域支援推進員の配置

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行うことが重要です。

このため、センターに医療機関や介護サービス、地域の支援機関等をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、認知症施策に関する医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築に努めます。

(9) 災害対策に係る体制整備

高齢者は健康上のリスクを抱えながら生活している場合も多いため、平常時からそれぞれの地域の実情に応じて高齢者の被災を防ぐとともに、災害の影響を最小限とするような取組に努めます。

(10) 広報活動

センターの業務を適切に実施するとともに、業務への理解と協力を得るため、ホームページやパンフレット、チラシ等の活用や、地域行事への参加等を通して広報活動を行います。

(11) 法令の遵守

センターの運営等にあたっては、関係法令の遵守を徹底します。

(12) 個人情報の保護

センターは、業務上、高齢者等の個人情報を知り得る立場にあり、その保護については個人情報保護法及び川越市個人情報保護条例に基づき、情報の漏えい防止、第三者への情報提供及び目的外利用の禁止等、情報管理を通して個人情報の保護を図ります。

(13) プライバシーの確保

センターでの業務にあたっては、その性格上、利用者のプライバシーに関わる事

項も多く発生します。このため、センター内での相談時には、利用者のプライバシーが確保される環境を整備します。

(14) 苦情対応

センターに関する苦情等については、その内容を記録し、迅速かつ適切に対応します。

(15) 評価

平成30年7月4日付け国通知「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」（老振発0704第1号）に基づき評価及び点検を行い、その結果を踏まえて事業の質の向上のために必要な改善を図ります。

(16) 新型インフルエンザ等感染症の感染対策

職場内での感染対策として、換気の徹底、接触感染の防止（物品・機器等の複数人での共有の回避、不特定多数が触れる場所の定期的な消毒）、飛沫感染の防止（対話時の距離の確保）を確実に実施し、職場内クラスターの発生防止に取り組みます。

また、職員の感染防止として、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染対策に努めます。

(17) 情報通信技術（ICT）の活用

災害や感染症に備えるため、平常時から情報通信技術（ICT）を活用した会議や研修会等の実施により、業務のオンライン化を推進します。

2 総合相談支援業務

総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者的心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うことを目的とします。

(1) 地域におけるネットワークの構築

支援を要する高齢者の把握及び継続的な支援を行うために、高齢者に関わる医療、介護、福祉サービス関係者、民生委員等地域の関係者とのネットワーク構築に努めます。

また、継続的な支援を要する高齢者については、心身の状況の変化等に合わせて適切に対応するよう、関係者と連携や情報共有を図りながら、状況の把握や支援を行います。

(2) 実態把握

前項で構築したネットワークを活用するとともに、高齢者本人、家族、民生委員、医療機関、介護サービス事業者等、様々な機関や関係者と連携しながら、訪問や電話等の手段を用いて支援を必要とする高齢者を把握します。

また、必要に応じて適切なサービスや制度につなぎ、継続的な支援を行います。

(3) 総合相談支援

高齢者に関する様々な相談に対応し、相談内容に即したサービスや制度等の情報

提供や関係機関の紹介等を行います。

専門的な関与や緊急対応が必要な場合には、より詳細な情報収集を行い、課題を明確にした上で適切なサービスや制度につなぎ、継続的な支援を行います。

また、保健福祉サービスの代行申請等の支援を行うとともに、当該高齢者の現状把握を行います。

(4) ケアラー支援

ケアラーとは、「高齢、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者」と定義されており、介護者もその一人です。

埼玉県では、令和2年3月31日に「埼玉県ケアラー支援条例」が公布・施行されたため、今後は、埼玉県、川越市と連携し、介護者の支援の推進を図っていきます。

3 権利擁護業務

権利擁護業務は、地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行うことを目的とします。

(1) 高齢者虐待の防止、早期発見

高齢者虐待の事例を把握した場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、センターと市が連携を図り、適切な対応を行います。

また、見守りネットワークや地域の見守り隊、自治会、民生委員等と連携しながら見守りを実施し、また、多くの市民に高齢者虐待防止に対する理解を深めてもらえるよう、市と連携しながら啓発活動に努めます。

(2) 成年後見制度の活用促進

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族に対して、川越市成年後見センターと連携しながら成年後見制度の説明や申立てにあたっての関係機関の紹介等を行います。

申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認められる場合は、市長申立てにつなげる支援を行います。

(3) 消費者被害の防止

消費者被害から高齢者を守るために、民生委員や介護サービス事業者等、日頃から高齢者と接する機会の多い関係者から情報収集することに努めます。

また、消費生活センター等と連携を図り、被害の未然防止、問題の解決に当たり、蓄積された事例等は、民生委員や介護支援専門員等に情報提供を行います。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、高齢者が住み慣れた地域で安心してその

人らしい暮らしを続けることができるよう、地域における関係機関や多職種の連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援等を行うことを目的とします。

(1) 包括的・継続的なケア体制の構築

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、介護支援専門員と関係機関の連携を支援します。

(2) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員のネットワークの構築や活用を図ります。

(3) 介護支援専門員に対する支援

ア 日常的な個別指導・相談

介護支援専門員の日常的な業務の実施に関し、専門的な見地から個別指導や相談への対応を行います。

イ 困難事例等への指導・助言

介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行います。

ウ 事例検討会・研修会の実施

介護支援専門員の資質向上のため、関係機関とも連携の上、情報提供や事例検討会、研修会等を行います。

5 介護予防ケアマネジメント業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、本人ができるることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者のできることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と生活の質の向上を高めることを目指します。

また、具体的な目標を明確にしつつ、個々の高齢者に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成するとともに、サービスの提供を確保し、一定期間経過後は、所期の目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画を見直します。